

豊洲市場における地下水等管理に関する協議会設置要綱

(設置目的)

第1 豊洲市場における地下水等管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行うため、「豊洲市場における地下水等管理に関する協議会（以下「管理協」という。）」を設置する。

(対象)

第2 管理協は、次の事項について情報や意見の交換を行う。

- (1) 地下水等の管理状況
- (2) 空気及び地下水質等、環境調査の結果
- (3) その他、情報共有・意見交換が必要な事項

(構成)

第3 管理協は次の者で構成する。

- (1) 市場業界 下記の市場業界6団体から各2名以内の推薦を受け、中央卸売市場長が委嘱する。
 - ・東京都水産物卸売業者協会
 - ・東京魚市場卸協同組合
 - ・東京魚市場買参協同組合
 - ・東京都中央卸売市場買出人団体連合会
 - ・豊洲市場青果連合事業協会
 - ・豊洲市場関連事業者等協議会
- (2) 学識経験者 3名以内を中央卸売市場長が委嘱する。
- (3) 都民 消費者団体から推薦により1名、地元住民の代表1名を中央卸売市場長が委嘱する。
- (4) 地元区 地元江東区から職員2名以内の推薦を受け、中央卸売市場長が委嘱する。
- (5) 都 管理協の設置目的に照らし、必要な職として中央卸売市場長が指名する職にあるものを充てる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 管理協に座長を置く。

- 2 座長は、中央卸売市場長が選任する。
- 3 座長は、管理協を代表し、会務を主宰する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第6 管理協の招集は、座長が行う。

- 2 管理協は公開で行うものとし、議事録も公開する。
- 3 座長は、会議運営に関して必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 学識経験者は、豊洲市場の地下水等管理について必要な助言等を行うことができる。
- 5 管理協は、一般傍聴をさせることができる。
- 6 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をする又は事務局職員に指示させることができる。
- 7 座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退出させることができる。

(報償費及び費用弁償)

第7 管理協に出席する者及び前条第4項の規定に基づく助言等を行うための打合せに出席する学識経験者に対して、報償費を支給することができる。

- 2 管理協に出席する者及び前条第4項の規定に基づく助言等を行うための打合せに出席する学識経験者に対して、実費弁償として旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

(事務局)

第8 管理協の庶務は中央卸売市場事業部施設課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、管理協の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則（平成24年6月29日24中新管第81号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則（平成２４年１０月１１日２４中新管第２１３号）改正
この要綱は、平成２４年１０月１１日から施行する。

附則（平成２５年９月１１日２５中新管第１７５号）改正
この要綱は、平成２５年９月１１日から施行する。

附則（平成２６年１２月１０日２６中新管第３０２号）改正
この要綱は、平成２６年１２月１０日から施行する。

附則（平成３０年７月４日３０中新管第２２５号）改正
この要綱は、平成３０年７月１０日から施行する。

附則（平成３１年２月１５日３０第４７０号）改正
この要綱は、平成３１年２月１６日から施行する。